

発議第1号

過労死防止基本法の制定を求める意見書案

過労死防止基本法の制定を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛て提出するものとする。

平成25年12月19日提出

提出者 和歌山市議会議員

芝本和己

北野均

岩井弘次

姫田高宏

過労死防止基本法の制定を求める意見書案

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数は増え続け、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、今なお過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配がない。突然、大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と誓わなければならない。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指しているとはいえ、過労死が増え続けている現状からすれば、当該規制は十分に機能していない。

昨今の雇用情勢を鑑みると、労働者は、幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではなく、また、個別の企業が、労働条件を改善しようとしても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは極めて難しい面がある。

こういった状況をつぶさに見れば、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があると言わざるを得ない。

よって、国においては、上記趣旨を踏まえ、以下の内容を含む法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く求めるものである。

- 1 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。